

# 大崎市農地利用最適化推進委員の募集要項

大崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員は、令和8年7月19日に任期満了となるため、次のとおり次期の農地利用最適化推進委員候補者を募集します。

## 1. 募集人員【担当地区と定員】

- ◆第1区 古川地域（第2区・第3区を除く区域）：3人
- ◆第2区 古川地域の江合川南部と国道4号で囲まれた西側の区域：3人
- ◆第3区 古川地域の江合川北部の区域：3人
- ◆第4区 松山地域： 2人
- ◆第5区 三本木地域： 2人
- ◆第6区 鹿島台地域： 3人
- ◆第7区 岩出山地域： 4人
- ◆第8区 鳴子温泉地域： 2人
- ◆第9区 田尻地域： 4人

※第1区から第3区の区域詳細は、農業委員会事務局までお問い合わせください。

## 2. 任期

令和8年7月20日（月）から令和11年7月19日（木）まで

## 3. 募集期間（推薦・応募受付）

令和8年3月2日（月）から令和8年4月28日（火）まで

## 4. 応募要件

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その職務を適切に行うことができる者（市内に住所を有する者に限る。）であること。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

（1）市の職員

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者又は同法第2条第6号に規定する暴力団員

## 5. 応募方法

次のいずれかの方法によります。

- (1) 農業者その他の関係者の2人以上の連名による推薦
- (2) 農業者等が組織する団体等による推薦
- (3) 候補者本人による応募

## 6. 応募書類

- ・大崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者推薦書  
(様式第1号)
  - ・大崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者応募届出書  
(様式第2号)
  - ・個人情報取扱同意書
- ※必要に応じて、追加の提出書類を求める場合があります。

## 7. 推薦及び応募手続

- (1) 農業者その他の関係者による推薦は、2人以上の連名によるものとします。団体等による推薦は、推薦書に当該団体名を記載して提出してください。
- (2) 自ら応募する方は、応募届出書に必要な事項を記入のうえ提出してください。
- (3) 推薦書及び応募届出書は、次の窓口へ提出してください。
  - ・大崎市産業経済部農政企画課
  - ・大崎市農業委員会事務局
  - ・各総合支所内の農業委員会事務所

※ファクス・電子メールによる申し込みはできません。

※推薦書、応募届出書は、令和8年2月2日(月)から、農政企画課、農業委員会事務局及び各総合支所内の農業委員会事務所の窓口で配布します。大崎市ウェブサイトからもダウンロードできます。

## 8. 推薦及び応募者等の公表

農業委員会等に関する法律等に基づき、推薦をした方、推薦を受けた方及び、自ら応募した方について、応募状況の公表が義務付けられています。応募期間の中間及び期間終了後に、氏名、年齢、職業等を大崎市ウェブサイトで公表します。

## 9. 選任方法

大崎市農業委員会が農地最適化推進委員候補者の審査を行い、その結果に基づき委嘱します。

## 10. 問い合わせ先

- ・大崎市農業委員会事務局                      電話0229-23-2219